

(案)  
三河港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和6年4月

三河港港湾管理者  
愛知県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年 3月 第32回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成23年 4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成26年10月 第36回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成27年 2月 第37回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成28年 5月 第38回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成30年 3月 第40回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 水域施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	3

## 変更理由

立地企業の要請に基づき、田原地区において、公共埠頭計画、水域施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1-1 田原地区

立地企業の要請に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

水深10m 岸壁2バース 延長340m [既定計画の変更計画]

水深4.5m 岸壁1バース 延長60m [既設]

埠頭用地 15ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既定計画

水深10m 岸壁2バース 延長340m

水深4.5m 岸壁1バース 延長60m

埠頭用地 15ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

### 2 水域施設計画

田原地区の航路、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

#### 2-1 泊地

田原地区

水深10m 面積12ha [既定計画の変更計画]

水深7.5m 面積26ha [既定計画]

水深4.5m [既設の変更計画]

既定計画

水深10m 面積13ha

水深7.5m 面積26ha

水深4.5m

## 土地造成及び土地利用計画

立地企業の要請に基づき、田原地区の土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

#### 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
田原地区	(1) 1						(1) 1

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

### 2 土地利用計画

#### 土地利用計画

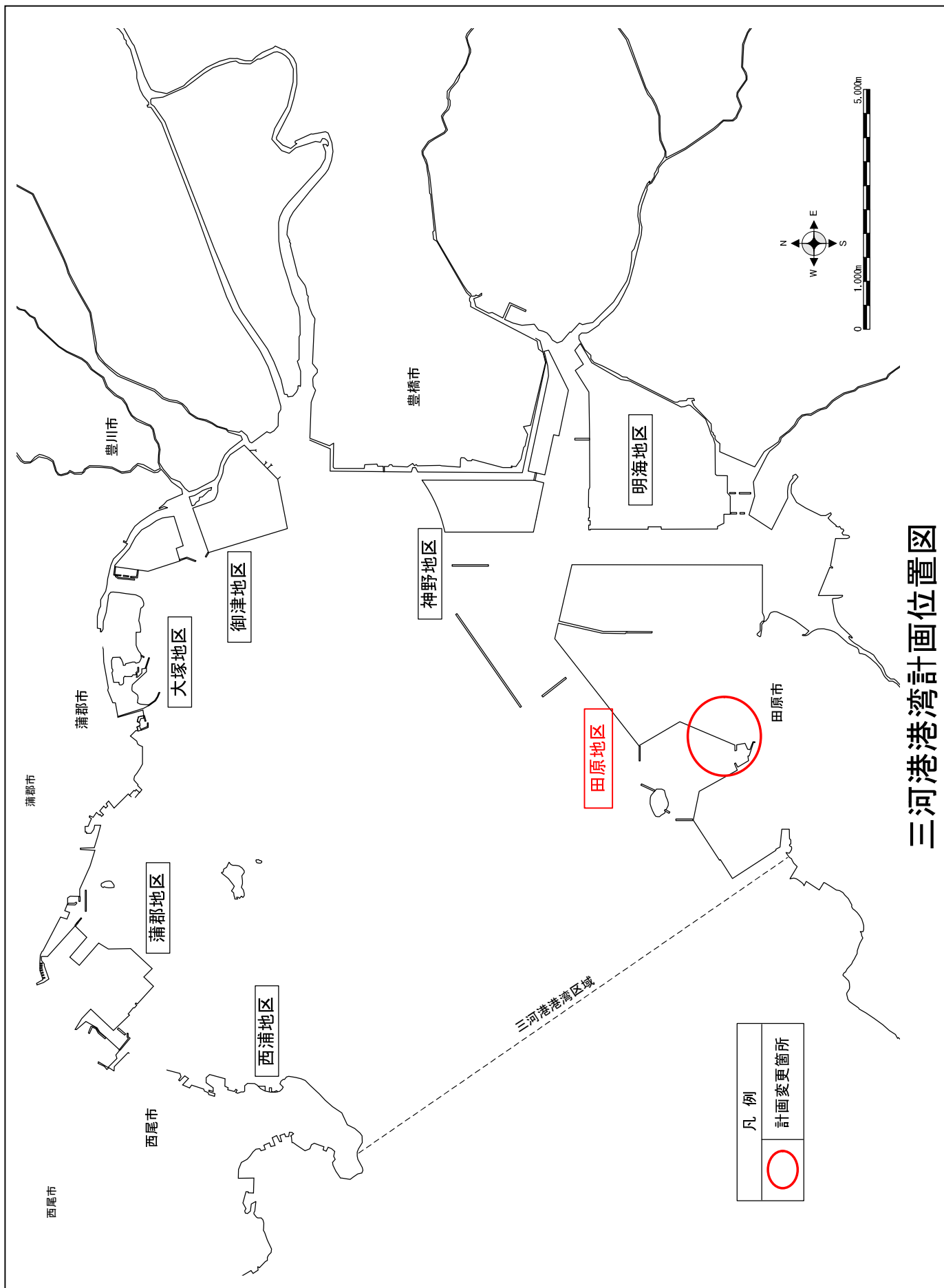
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
田原地区	(18) 18	(10) 10	(1,027) 1,027		(14) 34	(39) 51		(1,107) 1,143

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理の関係により、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

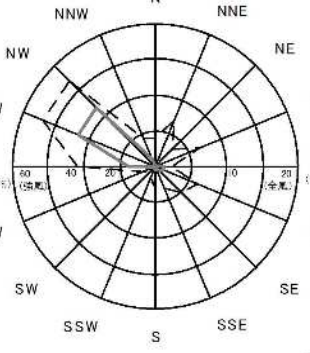
注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



三河港湾計画位置図

# 三河港港湾計画図(田原地区)

## 風向風速図



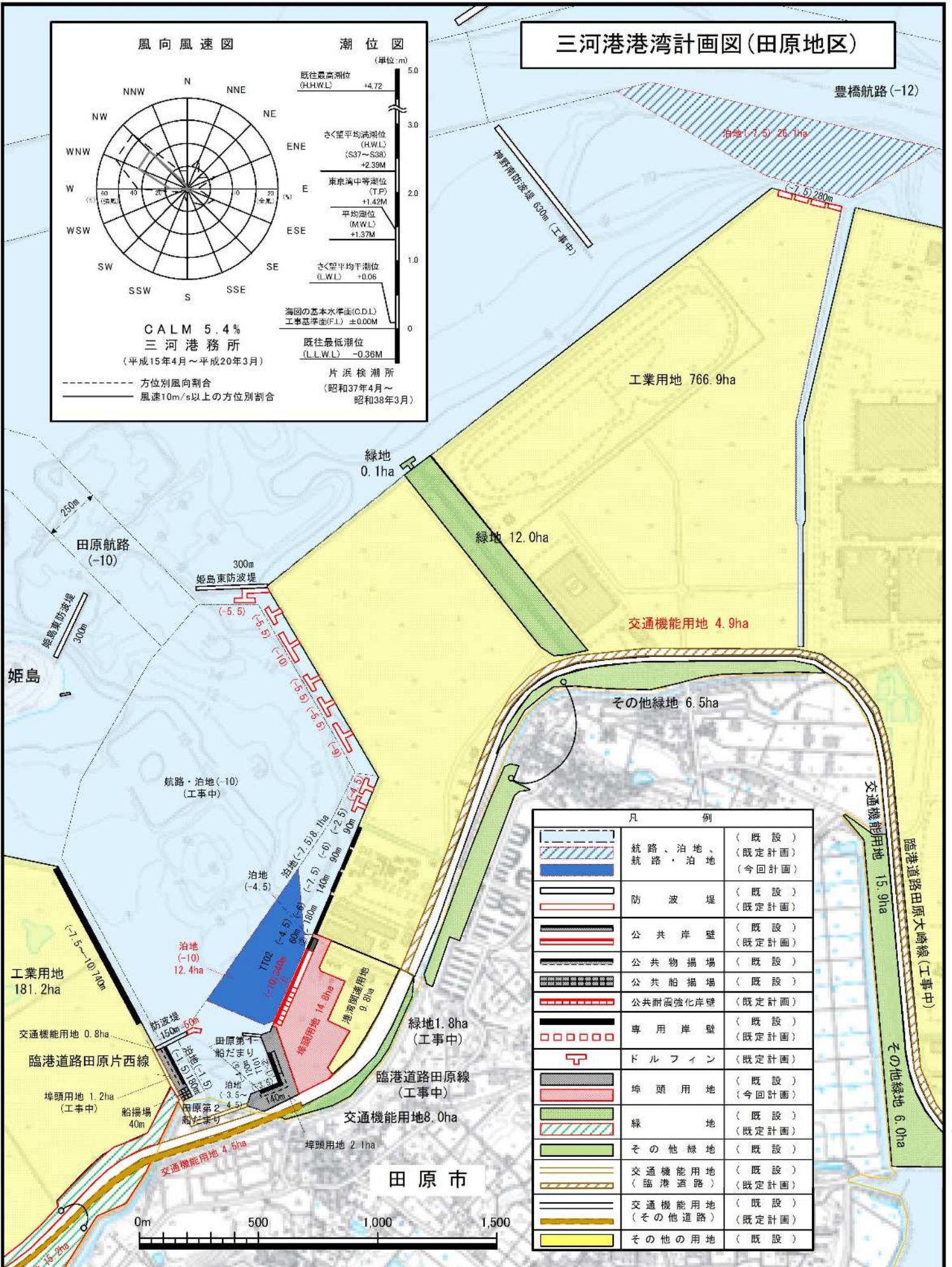
CALM 5.4%  
三河港務所  
(平成15年4月～平成20年3月)

----- 方位別風向割合  
————— 風速10m/s以上の方位別割合

## 潮位図



片浜検潮所  
(昭和37年4月～  
昭和38年3月)



凡 例		
	航路、泊地	(既設)
	航路・泊地	(既定計画)
	航路・泊地	(今回計画)
	防波堤	(既定計画)
	公共岸壁	(既定計画)
	公共物揚場	(既設)
	公共船揚場	(既設)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)
	専用岸壁	(既定計画)
	ドルフィン	(既定計画)
	埠頭用地	(既設)
	埠頭用地	(今回計画)
	緑地	(既定計画)
	その他緑地	(既設)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既定計画)
	交通機能用地 (その他道路)	(既定計画)
	その他の用地	(既設)